横浜市立上山小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（令和5年3月改定）

1.いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

② いじめ防止等に向けての基本理念

本校の学校目標「ここに学び ここで遊ぶ ここがふるさと 上山の子」の具現化に向けて、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。そのためには教職員が一丸となって取り組み、児童が心身ともに健康で明るい学校生活を送れるように、学校全体がいじめの起きない風土づくりに努める。他社を排除するような雰囲気ではなく、互いを認め合い、お互いの長所を発見できるような雰囲気づくりに努める。

2.学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

①「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

各ブロック代表 その他校長が命じた職員（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。）

②「いじめ防止対策委員会」の運営

・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、担任や一部の教員が抱えることなく組織的に取り組む。

・いじめに関する相談窓口、情報の収集や記録、対応に関する役割分担、迅速な情報共有、指導方針の決定、関係児童の事実関係の聴取、指導・支援、保護者との連携に取り組む。

・重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

③「いじめ防止対策委員会」の活動内容

・児童実態把握のための、アンケート調査などの実施

・教育相談の実施

・定期的な「ブロック学年研究会」「児童支援委員会」の開催

・臨時的な「児童ケース会議」の開催

・教職員のいじめ事案に関する研修、児童理解のためのコンサルテーションの実施

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

・児童誰もが「安心して、安全に、充実した」学校生活を送ることができるように、全ての教育活動の中で、人権教育・特別支援教育を基盤として、好ましい人間関係、豊かな心を構築する教育活動を実践する。

・児童誰もが分かる、楽しい授業づくりをめざして授業改善を行い、学力向上を図るとともに、互いに認め合い学び合う学級づくりを進め、児童自ら自己肯定・自己有用感がもてるように努める。

・他者とのかかわり、コミュニケーション能力を高めるためのたてわり活動、異学年交流、ペアクラス活動の充実を図る。また、児童の実態に合った横浜プログラムを実施する。

・児童が主体的に児童会や学校保健委員会等で、いじめのない学校をつくるという意識を高める取組を実践する。

・インターネット等を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進を図る。

② いじめの早期発見

・全教職員で、いじめを見逃さない児童指導体制をとり、日頃の情報交換を大切にするとともに「ブロック学年研究会」「児童支援委員会」を通して児童理解・児童指導の充実を図る。

・定期的な児童アンケートや個別の面談など、各担任が児童一人ひとりに寄り添い理解を深め状況を把握する。

・いじめの未然防止やいじめに対する理解を深める研修の推進を図る。

・保護者面談の充実を図るなど、保護者とのていねいな連携を図る。

③ いじめに対する措置

・いじめの発見や相談を受けた場合には、いじめをやめさせるため「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応する。

・被害児童に対しては、安心して学校生活が送れるように心的ケア等の支援をする。

・加害児童に対しては、毅然とした態度で継続的に指導をする。

・全教職員の共通理解のもと、保護者と連携し取り組む。

・必要に応じて、関係機関、専門機関等との連携のもとに対応する。

④ いじめの解消

・いじめの解消は、「行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たされている必要があることを全職員が理解し、継続的に被害児童を見守っていく。

⑤ 教職員等への研修

・いじめ防止等の対応に関する児童指導・児童理解研修、コンサルテーション等の研修を推進し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

⑥ 学校運営協議会等の活用

・いじめの問題について、保護者、地域等と共有して対応する。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容		
4	・組織の役割確認 ・新年度の児童実態把握 ・学級経営計画	月一回（随時）のいじめ防止対策委員会を実施	・新年度児童情報交換 ・YP アセスメントの計画
5・6	・YP をもとにした児童共通理解と学校、学年、学級経営①		・いじめ早期発見アンケート・教育相談 ・YP アセスメント①実施 学校運営協議会
7	・夏休み前児童支援・指導		・児童支援研修 ・個人面談 ・まちとともに歩む懇話会
8・9	・夏季休業明け児童実態把握、情報共有、支援		・横浜子ども会議 ・SOS 出し方プログラム実施
10	・児童情報交換の充実		・運動会
11	・YP をもとにした児童共通理解と学校、学年、学級経営②		・YP アセスメント②実施 ・学家地連

12	・人権週間に関わる児童支援・指導 ・いじめ防止月間の取組・冬休み前児童支援・指導	・いじめ解決一斉キャンペーン （アンケート・面談）
1	・冬休み明け児童実態把握、情報共有、支援	・個人面談
2		学校運営協議会
3	・年間の振り返り ・新年度への引継ぎ	・新年度児童情報引継ぎ
年間	・ブロック研究会による児童理解（毎週） ・いじめ防止対策委員会（月1回・随時） ・児童ケース会議（随時） ・児童情報共有（職員打合せ） ・地域行事参加（随時）	

4. 重大事態への対処

① 重大事態の定義

・いじめ防止対策推進法第28条1項により、いじめの重大事態を「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（第 1 項第 1 号）」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第1項第２号）」と定義する。

② 重大事態の報告

・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

・いじめ防止対策委員会が中核となり、直ちに対処するとともに、再発防止を視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

・必要があると認められる際には、学校いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。